



議案第十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 し尿収集料金

（基本料金）

百八十リットルまでを九百五十円とする。

（超過料金）

百八十リットルを超える場合は九十リットルにつき四百七十五円とする。ただし、九十リットルに満たない場合は九十リットルとみなす。

第十条第二号中「三百円以内」を「五百円以内」に、「四千円以内」を「一万一千円以内」に、「一万一千円以内」を「一万五千円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十条第一号の改正規定は、昭和五十四年五月一日から施行する。